

## 学校法人会計について

### 〔学校法人会計と企業会計との違い〕

企業会計は、営利追求を目的とする企業の経済活動を報告する会計で、営業活動の成績を損益で表し、その年度の収益と費用を正しく捉えることを目的としています。

一方、学校法人会計は、学校法人が営利追求を目的とする企業とは異なり、教育研究の永続的遂行を目的とする公共性の高い法人であることから、収支の均衡状況と財政状態を正しく把握し、教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを捉えることを目的としています。

### 〔学校法人会計の根拠〕

国や地方公共団体からの補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法（14条）の規定により、文部科学大臣が定める基準（「学校法人会計基準」・平成27年度一部改正）に従い、会計処理を行い、資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表、いわゆる財務3表を作成し、これを所轄庁へ提出することが義務付けられています。

### 〔計算書類〕

#### ①資金収支計算書

教育研究活動やこれに付随する活動等、学校法人が行う活動全般のうち、当該会計年度に対応するすべての収入及び支出の内容とともに、当該会計年度に生じた現金や随時引出可能な預貯金の収入及び支出のてん末を明らかにするものです。なお、活動区分資金収支計算書は、「教育活動」・「施設整備等活動」・「その他の活動」の3つの活動に区分され、活動ごとの資金の流れを明確にしたものです。

#### ②事業活動収支計算書

当該会計年度における経常的な収支（「教育活動収支」・「教育活動外収支」）と臨時的な収支（「特別収支」）を区分のうえ、事業活動収入と事業活動支出の内容及び均衡の状態を明らかにするものです。

#### ③貸借対照表

当該会計年度末における学校法人の財政状態を明らかにするものです。

### 〔資金収支計算書の科目〕

#### 【収入の部】

##### ①学生生徒等納付金収入

授業料・入学金等、学生生徒等から納付されるもので、収入の中で大きな割合を占めます。

②手数料収入

入学検定料・証明書発行手数料等の収入です。

③寄付金収入

寄贈者から贈与された金銭等で用途指定のある用途指定のある特別寄付金収入と用途指定のない一般寄付金収入があります。

④補助金収入

国または地方公共団体から交付される補助金です。

⑤資産売却収入

不動産・有価証券等の固定資産の売却による収入です。

⑥付随事業・収益事業収入

寮・食堂・売店等教育活動に付随する活動に係る収入（補助活動収入）及び外部から委託を受けた研究等による収入（受託事業収入）です。

⑦受取利息・配当金収入

第3号基本金引当特定資産運用収入、預貯金の利息及び有価証券の利金・配当金等による収入です。

⑧雑収入

上記①から⑦以外の収入で、教室等施設設備の貸出による収入、退職金財団からの交付金収入及びその他学校法人に帰属する収入です。

⑨借入金等収入

金融機関等からの長期借入や短期借入、または学校債の発行により資金調達を行った場合の収入です。

⑩前受金収入

翌年度入学の学生・生徒等に係る学生生徒等納付金収入及び補助活動収入（寮費）等その他の前受金収入です。

⑪その他の収入

前期末未収入金収入、引当特定資産からの繰入収入等、学校法人に帰属する収入以外の収入です。

⑫資金収支調整勘定（資金収入調整勘定・資金支出調整勘定）

資金収支計算書では、その年度における支払資金の実際の収入と支出だけで計算したのでは不十分なため、前年度以前に収入・支出されたもので当年度の活動に属するものと、翌年度以降に収入・支出となるが当年度の活動に属するものを含めて計算します。そこで、当年度の活動に対応する収支と支払資金のてん末（残高）とを一致させるために用いる科目を資金収支調整勘定（資金収入調整勘定・資金支出調整勘定）といいます。

○資金収入調整勘定

「期末未収入金」… 当年度中に収受すべき収入のうち、入金翌年度以降

になるものです。

「前期末前受金」… 当年度中に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のものです。

○資金支出調整勘定

「期末未払金」… 当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うものです。

「前期末前払金」… 当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済のものです。

【支出の部】

①人件費支出

教職員に支給する本俸・期末手当・その他の手当・所定福利費、理事及び監事に支払う報酬並びに退職金です。

②教育研究経費支出

教育研究のために支出する経費で、消耗品費・光熱水費・旅費交通費・奨学費等です。

③管理経費支出

総務・人事・経理等の法人業務、学生生徒等の募集活動及び理事会運営に支出する経費等で、教育研究に直接的に関係しない経費です。

④借入金等利息支出

金融機関等からの借入金利息等の支払い支出です。

⑤借入金等返済支出

金融機関等からの借入金の元本返済等の支出です。

⑥施設関係支出

土地・建物・構築物・建設仮勘定等、施設を取得するための支出です。

⑦設備関係支出

教育研究用機器備品・その他の機器備品・図書・車輛等の取得に係る支出です。

⑧資産運用支出

有価証券の購入、長期定期預金への預入れ、引当特定資産への繰入れ等に係る支出です。

⑨その他の支出

前期末未払金支払支出・預り金支払支出等です。

⑩予備費

予算を編成する際に、予期しない支出に対処するために設けている科目です。

⑪翌年度繰越支払資金

翌年度に繰り越される支払資金総額です。

## 〔事業活動収支計算書の科目〕

### 【教育活動収支・事業活動収入の部】

#### ①学生生徒等納付金

基本的に資金収支計算書と同額が計上されます。

#### ②手数料

資金収支計算書と同額が計上されます。

#### ③寄付金

施設設備拡充等の目的以外で贈与された金銭及び金銭以外の物品等の受贈額です。

#### ④経常費等補助金

施設設備に係る補助金以外の国または地方公共団体から交付される補助金です。

#### ⑤付随事業収入

資金収支計算書の「付随事業・収益事業収入」のうち収益事業以外の収入です。

#### ⑥雑収入

資金収支計算書と同額が計上されますが、現金収入が伴わない退職給与引当金戻入額が計上される場合もあります。

### 【教育活動収支・事業活動支出の部】

#### ①人件費

退職給与引当金繰入額等の退職金関連経費を除いて資金収支計算書と同額が計上されます。

#### ※退職給与引当金

将来負担すべき退職金債務を予め一定の基準で算出して貸借対照表の負債の部・固定負債に計上する科目です。

#### ※退職給与引当金繰入額

当該会計年度末における退職金要支給額と退職給与引当金との差額と、退職金財団の掛金累積額と交付金累積額との差額を加減した額となります。なお、その額がマイナス場合は引き当て過剰を意味することから、退職給与引当金の戻入額が生じることになります。

#### ②教育研究経費

基本的に資金収支計算書と同額が計上されますが、減価償却額のように現金支出が伴わない経費を含んでいます。

#### ※減価償却額

固定資産のうち建物・構築物・機器備品等は、時の経過だけでなく、使用

頻度や時代の変化に伴う陳腐化により経済的価値が減少しますが、それらの取得価格を使用する期間にわたって毎年度費用として配分し支出として計上するものです。

③管理経費

減価償却額を除いて資金収支計算書と同額が計上されます。

④徴収不能額等

学生生徒等納付金等の未収入金等の金銭債権が徴収(回収)不能となった場合、徴収不能引当金の事前計上の有無により、徴収不能引当金繰入額または徴収不能額が計上されます。

**【教育活動外収支・事業活動収入の部】**

①受取利息・配当金

資金収支計算書と同額が計上されます。

②その他の教育活動外収入

上記以外の教育活動外の収入額が計上されます。

**【教育活動外収支・事業活動支出の部】**

①借入金等利息

資金収支計算書と同額が計上されます。

②その他の教育活動外支出

上記以外の教育活動外の支出額が計上されます。

**【特別収支・事業活動収入の部】**

①資産売却差額

資金収支計算書の「資産売却収入」が売却資産の帳簿価格を上回った場合に、その差額が計上されます。

②その他の特別収入

施設設備の拡充等のための寄付金や補助金が計上されます。また、施設設備の受贈は「現物寄付」として計上されます。

**【特別収支・事業活動支出の部】**

①資産処分差額

資金収支計算書の「資産売却収入」が売却資産の帳簿価格を下回った場合に、その差額が計上されます。また、建物・構築物等の取壊しや機器備品の除却に際し、その帳簿価格が計上されます。

②その他の特別支出

災害損失、過年度修正額及び退職給与引当金特別繰入額等が計上されます。

○基本金組入前当年度収支差額

当該会計年度の「事業活動収入」と「事業活動支出」の差額です。

○基本金組入額合計

当該会計年度に基本金として組入れた額です。なお、基本金とは、学校法人がその諸活動の計画に基づき、必要な資産を継続的に保持するために維持しなければならない金額であり、下記の基本金があります。

「第1号基本金」… 設立当初に取得した固定資産、規模の拡大及び教育の充実向上のために取得した固定資産の価額（取得価額）

「第2号基本金」… 先行組入れとして将来取得する固定資産に充てる資産の額

「第3号基本金」… 奨学基金・研究基金として継続的に保持し、運用する資産の額

「第4号基本金」… 将来学校法人の不測の事態に備えて、恒常的に保有すべき資金の額

○当年度収支差額

「基本金組入前当年度収支差額」から「基本金組入額合計」を控除したものです。

○前年度繰越収支差額

前会計年度までの収支差額の繰越額です。

○基本金取崩額

学校法人会計における基本金の取崩しの要件及び対象額として、学部・学科等を廃止した場合、その廃止した学部・学科等に係る基本金への組入額、固定資産を除却・売却し同一種類の資産を維持する必要がなくなった場合、その固定資産額等がありますが、当該会計年度の基本金取崩しの対象となる金額が、基本金組入れ対象額を超える場合に、その超える金額を基本金取崩額として計上するものです。

○翌年度繰越収支差額

前年度繰越収支差額と当年度収支差額を加減し翌年度に繰り越される収支差額です。

〔貸借対照表の科目〕

【資産の部・固定資産】

①有形固定資産

土地、建物、機器備品（教育研究用・管理用）、図書、車輛及び建設仮勘定（建物等が完成するまでの一時的な支出で、完成後に「建物」等に振り替えます。）等です。

②特定資産

将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける科目で、第2号・第3号基本金引当特定資産及びその他の引当特定資産（退職給与引当特

定資産・減価償却引当特定資産等) があります。

③その他の固定資産

当該会計年度末後1年を超えて長期で保有する有価証券・定期預貯金、借地権、出資金及び保証金等です。

**【資産の部・流動資産】**

①現金・銀行等の各種預貯金（当該会計年度末後1年を超えて保有する定期預貯金は除く）や郵便貯金等の現金預金、補助金や退職金財団交付金等の当該会計年度末の未収額である未収入金及び前払金等です。

**【負債の部・固定負債】**

①将来負担すべき退職金を予め一定の基準で算出した額である退職給与引当金、支払期日が当該会計年度末後1年を超えて到来するリース取引等の長期未払金等です。

**【負債の部・流動負債】**

①機器備品・消耗品等の物品の購入代金や電気・水道料金等の用役・役務の提供を受けた場合の代金等の未払額である未払金、翌年度の入学生に関わる入学金・授業料等納付金等の受入額である前受金及び教職員給与に係る住民税・教職員共済掛金・学生生徒から徴収する校友会費等、学校法人に帰属しない収入で他に支払うための一時的な金銭の受入額である預り金等です。

**【純資産の部】**

①基本金

上記「事業活動収支計算書」・「基本金組入額合計」の記載に同じ。

②繰越収支差額

各会計年度の事業活動収支差額（事業活動収入から事業活動支出を差し引いた額）から基本金組入額を控除した額の累計額です。小科目の「翌年度繰越収支差額」は事業活動収支計算書の翌年度繰越収支差額と同額が表示されます。